納品書

支出官 厚生労働省大臣官房会計課長 殿

日付

2020年5月26日

納品日	2020年5月23日	
納品No	20200526	

株式会社マツオカコーポレーション 〒720-0045

広島県福山市宝町4-14

TEL: 084-973-5188 FAX: 084-973-5189

代表取締役社長 松岡



下記の通り納品いたしました。

No	商品名	数量
1	ガーゼマスク	
		W
	William Street	310 3.50
	Address Action	
		
	100.0	
	W. Victoria	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1.00000	
-		
	合計	
	備考	

ļ	 	D. €.		
l				
1				
1				
ı				
	 ,		 	

納品書

¥2,853,125,000

消費税及び地方消費税を含む

	件 名	数量	単 価	金 額	納品日
	ガーゼマスク MK01		P	月 2,593,750,000	5月28日
s. of	P 5				
	6				
	×				
	3				
	合 計				

100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 殿

上記内容の通り、納品完了したことご報告いたします。

令和2年5月29日

住 所

大阪市北区梅田3丁目1-3

氏 名

伊藤忠商事株式会社 繊維資材・ライフスタイル部



支出負担行為担当官厚生労働省大臣官房会計課長 鹿沼 均(以下「甲」という。)と興和株式会社代表取締役 井上 順司(以下「乙」という。)との間に令和2年4月7日付で締結した「緊急事態用ガーゼマスク購入 一式」に関する契約について次のとおり改める。

1 原契約書中、3. 履行期限又は契約期間「令和2年5月15日」を「令和2年6月30日」に改める。

この変更契約の締結を証するため、本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和2年5月11日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2 / 支出負担行為担当官 厚生労働省大臣官房会計課長 〈 庭沼 均

乙 愛知県名古屋市中区錦3丁目6番29 興和株式会社代表取締役 井上 順

納品書

件 名		¥	数 量	備考
緊急事態用 ガーゼマスク			枚	
3.1				
1				
N .	//ex			
				:
合 計			枚	

上記の納品を完了致しました。

令和 2 年 5 月 27 日

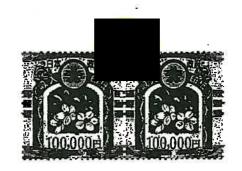
住 所

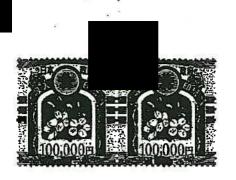
名古屋市中区錦三丁目6番29号

会社名

與和株式会社







支出負担行為担当官厚生労働省大臣官房会計課長 鹿沼 均(以下「甲」という。)と日本郵便株式会社 郵便・物流営業部長 田中 豊(以下「乙」という。)との間に令和2年4月9日付で締結した「布製マスクの全戸配布業務一式」(以下「原契約」という。)に関する契約について次のとおり改める。

- 1 原契約書「3.履行期限又は契約期間」中「令和2年5月31日」を「令和2年7月15日」に改める。
- 2 原契約書「4. 契約金額」中「金1, 365, 000, 000円(うち消費税額及び地方消費税額124, 090, 909円)」を「金2,646,000,000円(うち消費税額及び地方消費税額240,545,454円)」に改める。
- 3 仕様書「2 履行期限」中「令和2年5月31日」を「令和2年7月15日」に改める。

この変更契約の締結を証するため、本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通 を保有する。

令和2年5月29日

- 甲 東京都千代田区霞が関1-2-2 支出負担行為担当官 厚生労働省大臣官房会計課長 鹿沼 均
- 乙 東京都千代田区大手町2-3-1日本郵便株式会社 郵便・物流営業部長

#U

田中

見 積 書

¥2,646,000,000

消費税及び地方消費税を含む

件 名	数量	上 単	価	金 額	備者	与
布製マスクの全戸配布業務一式		54	円 H	円 2,646,000,000	(a)	
			1 (d)			
			**************************************	*1	*	
			# # # # # # # # # # # # # # # # # # #			
· V						
			1	The state of the s		
					28 8	
				8		
			· u	1		
合計			74	2,646,000,000		

上記の通り見積致します

令和 2年 5月 29日 😘

住 所

東京都千代田区大手町2丁目3番1号

氏 名

日本郵便株式会社 郵便·物流営業部 田中 場

振込銀	行名等	銀 行	支 店
預金 種別	*•通•	当座 口座 番号	en
敢引口	座名		
債 主	1 — F		

契 約 書

- 1. 件 名 緊急事態用ガーゼマスク購入 一式
- 2. 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所
- 3. 履行期限又は契約期間 契約日から令和2年6月30日 /
- 4. 契約金額 金 5,968,820,000円/
 - (うち消費税額及び地方消費税額 542,620,000円) / 消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

5. 購入数量

単位	数量
枚	

6. 契約保証金 免除

発注者(以下「甲」という。)と受注者(以下「乙」という。)は、件名の調達 (以下「業務」という。)に関し別記条項により契約を締結する。 本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 2年 5 月 13日 / 🦯

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2 / 支出負担行為担当官 / 厚生労働省大臣官房会計課長 鹿沼 均

乙 名古屋市中区錦三丁目6番29号 興和株式会社 /

代表取締役 井上 順司

(信義誠実の原則)

- 第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。 (契約の目的)
- 第2条 乙は、業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。 (遅滞料)
- 第3条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞 日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を 遅滞料として徴収するものとする。✓

(監督)

第4条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査)

- 第5条 乙は業務終了後、甲の指定する検査職員に連絡し、検査を受けなければならない。 2 乙は、全ての業務が検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。 (契約金額の支払)
- 第6条 乙は、検査終了後、支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(危険負担)

第7条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

- 第8条 甲は、第5条に規定する納入検査に合格した納品物を受領した後において、当該 納品物が契約の内容に適合していないこと(以下「契約不適合」という。)を知ったと きから6ヶ月以内にその旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求 することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を 請求する場合において、事前に相当の間を定めて第1号の履行を催告することを要しな いものとする。
 - (1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品 との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと。〜
 - (2) 直ちに代金の減額を行うこと/

(紛争等の解決方法)

第9条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、 甲乙協議の上、解決するものとする。✓

(以下この頁余白)

見 積 書

¥5,968,820,000 ·

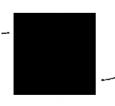
消費税及び地方消費税を含む

件 名	数量	単 個		備考
緊急事態用 ガーゼマスク	校	12	5,426,2 96 ,000	
	-	к 1		=
-				

1				
		4:		
		Paragraph (Lighting Property Special S		
2 0 011 0 01 100 V 1 00 100 V				
消費税相当額(10%)			542,620,000	
合 計			5,968,820,000	

上記の通り見積致します 令和 2年 5月 13日 🧳

名古屋市中区錦三丁目6吞29号 興和株式会社 代表取締役 井上 順司



振込銀行名等	级 行	支店
預金 福別	口座 番号	
取引口座名	異和株式会社	_
債 主コード		

支出負担行為担当官厚生労働省大臣官房会計課長 鹿沼 均(以下「甲」という。)と興和株式会社代表取締役 井上 順司(以下「乙」という。)との間に令和2年5月13日付で締結した「緊急事態用ガーゼマスク購入 一式」に関する契約について次のとおり改める。

- 1 原契約書「3. 履行期限又は契約期間」中、「令和2年6月30日」を「令和2年7月31日」に改める。
- 2 原契約書「4. 契約金額」中、「金、5,968,820,000円(うち消費税額及び地方消費税額 542,620,000円)」を「金 6,455,020,000円(うち消費税額及び地方消費税額 586,820,000円)」に改める。

この変更契約の締結を証するため、本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 入年 6月22日



乙 愛知県名古屋市中区錦3丁目6番29号 興和株式会社 代表取締役 井上 順司 ¥6,455,020,000

消費税及び地方消費税を含む

数	量	単	価	金額	備考
	校		甲	形 5,868,200,000	
		-		11111	
				111111111111111111111111111111111111111	
				rest property of the second	
				111111111111111111111111111111111111111	
- 1		vi.			
		****	777	EVE 990 000	-
-	•		***************************************		
		拉	tx	校	tx 用

上記の通り見積致します 令和2年6月22日/

名古屋市中区錦三丁目6番29号 興和株式会社 代表取締役 井上 順司



振込銀行名等	銀行	支店
預金 種別	田座! 番号	
取引口座名	與和株式会社	qi.
債主コード		,,,

契 約 書

- 1. 件 名 ガーゼマスクMK01 一式
- 2. 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所
- 3. 履行期限及び契約期間 契約締結日から令和2年6月30日
- 4. 契約金額 金 2,117,500,000 円
 - (うち消費税額及び地方消費税額 192,500,000円)

消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の 規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

5. 購入数量等

商品	単位	数量
ガーゼマスク MK01	枚	

6. 契約保証金 免除

厚生労働省(以下「甲」という。)と伊藤忠商事株式会社(以下「乙」という。)は、件名の売買に関し別記条項により契約(以下「本契約」という。)を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 2年 5月**/5**日

- 甲 東京都千代田区霞が関1-2-2 支出負担行為担当官 厚生労働省大臣官房会計課長 鹿沼 均
- 乙 大阪市中央区梅田3丁目1-3 伊藤忠商事株式会社 繊維資材・ライフスタイル部 部長 上川 辰也

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(本契約の目的)

第2条 乙は、甲に商品を売り渡し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(引渡、遅滞料)

- 第3条 乙は商品を履行場所へ納入するものとする。
- 2 商品の引渡は、商品の納入後、第5条1項に規定する甲の検査に合格したことをもって完了するものとする。
- 3 甲は、乙が履行期限までに商品の引渡しを完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(監督)

第4条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査、所有権の移転)

- 第5条 乙は商品の納入後、甲の指定する検査職員にその旨の連絡を行う。その後甲は検査をするものとする。
- 2 甲は商品納入後10日以内に商品を検査し、検査に合格したときは直ちに乙の指定する方法でこの旨 乙に連絡する。
- 3 商品の所有権は、商品が検査に合格したときをもって、乙から甲へ移転するものとする。

(本契約金額の支払)

- 第6条 乙は、検査合格後、支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日 以内に支払わなければならない。

(危険負担)

- 第7条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、本契約の履行ができなくなったときは、乙は本契約を履行する義務を免れ、甲は本契約金額の支払いの義務を免れるものとする。 (納品物が本契約の内容に適合しない場合の措置)
- 第8条 甲は、第5条第1項に規定する検査合格後において、当該商品が本契約の内容に適合していないこと(以下「契約不適合」という。)を知ったときから6か月以内にその旨を乙に書面にて通知した場合は、甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の納入による履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期限内に履行の追完がないときは、甲はその契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
- 3 甲は、本条第1項の通知をした場合は、前2号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除 を行うことができる。

(紛争等の解決方法)

第9条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、 解決するものとする。

(以下この頁余白)

見 積 書

¥2,117,500,000 • /

消費税及び地方消費税を含む。

件	名	数	量	単	価	金 額	備考
ザーゼマスク MK01	J3				P	1,925,000,000	消費税含まず 倉庫賃含ます
							,
消費税相当	額(10%)					192,500,000	
合	計					2,117,500,000	

受渡期日

令和2年6月末(随時アップデートさせていただきます)

仕様

ホルムアルデヒド 75PPM以下

原則、晒原反は、のものを使用予定

受渡条件

ご指定場所へ配送

支払条件

納入後30日現金払い(納品後10日以内に検収の事)

見積有効期限

令和2年5月末日

備考

- ●原材料及び製品の輸送はすべてエア便を使用予定。
- ●エア代の大幅な変動があった場合は、別途相談
- ●上記数量を令和2年6月30日までに全量買い上げていただく条件。
- ●縫製拠点は、ベトナム、中国、カンボジアにある弊社起用の縫製工場を使用予定。
- ●数量+0% -5%変動する可能性があります。
- ●ベトナム、中国、カンボジア政府のマスク輸出規制により、納期が遅延する懸念がございます。

上記の通り見積致します

令和2年5月15日

住 所

大阪市北区梅田3丁目1-3

氏 名

伊藤忠商事株式会社 繊維資材・ライフスタイル部

上川 辰也

支出負担行為担当官

厚生労働省大臣官房会計課長殿

振込銀	行名等		₹	段 宁		支店
預金 種別		口座 番号		MA		
取引口	座名		0	萨 康忠商事株式会社	•	
債 主	コード					

納品書

¥2,117,500,000

消費税及び地方消費税を含む

件名	数量	単 価	金 額	納品日
ガーゼマスク MK01		Ħ	1,925,000,000	6月7日
	7			
			1	
=		·		

*:				
合 計				

100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 殿

上記内容の通り、納品完了したことご報告いたします。

令和2年6月17日

住 所

大阪市北区梅田3丁目1-3

氏 名

伊藤忠商事株式会社 繊維資材・ライフスタイ

契約 書

- 1. 件 名 ガーゼマスク購入 一式 9
- 2. 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所
- 3. 履行期限又は契約期間 契約日から令和2年6月30日/
- 4. 契約金額 金4, 856, 170, 000円 /
 - (うち消費税額及び地方消費税額441,470,000円)/ 消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82 及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 5. 購入数量

品名	単位	数量
ガーゼマスク	円 /	750
		(5)
	41	

6. 契約保証金 免除

発注者(以下「甲」という。)と受注者(以下「乙」という。)は、件名の調達 (以下「業務」という。)に関し別記条項により契約を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 2 年 5月/3日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2 / 支出負担行為担当官 / 原生労働省大臣官房会計課長 庭沼 均

乙 広島県福山市宝町4-14 / 株式会社マツオカコーポレーショ 代表取締役社長 松岡 典之

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(遅滯料)

第3条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞 日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を 遅滞料として徴収するものとする。.

(監督)

第4条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。 .

(検査)

- 第5条 乙は業務終了後、甲の指定する検査職員に連絡し、検査を受けなければならない。
- 2 乙は、全ての業務が検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。

(契約金額の支払)

- 第6条 乙は、検査終了後、支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30月以内に支払わなければならない。

(危険負担)

第7条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。 /

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

- 第8条 甲は、第5条に規定する納入検査に合格した納品物を受領した後において、当該 納品物が契約の内容に適合していないこと(以下「契約不適合」という。)を知ったと きから1年以内に(数量又は権利の不適合については期間制限無く)その旨を乙に通知 した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなけ ればならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の 間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。
 - (1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品 との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと。
 - (2) 直ちに代金の減額を行うこと
- 2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契 約の解除を行うことができる。
- 3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約 不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適 用するものとする。

(紛争等の解決方法)

第9条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、 甲乙協議の上、解決するものとする。

(以下この頁余白)

見 積 書

¥4,856,170,000 ✓

消費税及び地方消費税を含む

件	名	数	量	単	価	金 額	備考
ガーゼマスク	9			700	H O	4,414,700,000	9
						0	
No. 1						1	
						1111	
							-
		-1811	- 1993				

Six the CM for My dest (2004)						
消費税相当額(11.00		441,470,000	
合	計					4,856,170,000	

上記の通り見積致します

令和 2 年 5 月 *13* 日

住所 広島県福山市宝町4番14号 株式会社プリアカコーボレーション

氏名 代表解释社長 招 图 典之



	銀行	支店
預金 種別	口座番号	
取引口座名	株式会社マツオカコーポレー	ーション
俊主コート		

支出負担行為担当官厚生労働省大臣官房会計課長 鹿沼 均(以下「甲」という。)と株式会社マツオカコーポレーション代表取締役社長 松岡 典之/(以下「乙」という。)との間に令和2年5月13日付で締結した「ガーゼマスク購入一式」に関する契約について次のとおり改める。

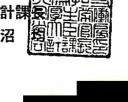
- 1 原契約書「3. 履行期限又は契約期間」中、「令和2年6月30日」を「令和2年7月31日」に改める。
- 2 原契約書「4. 契約金額」中、「金4, 856, 170, 000円(うち 消費税額及び地方消費税額441, 470, 000円)」を「金5, 418, 160, 000円(うち消費税額及び地方消費税額492, 560, 000 円)」に改める。

この変更契約の締結を証するため、本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 之 年 6 月 2 之日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2 支出負担行為担当官 厚生労働省大臣官房会計課 第27

乙 広島県福山市宝町4-14 株式会社マツオカコーポレーション 代表取締役社長



松岡

見積

¥5,418,160,000

消費税及び地方消費税を含む

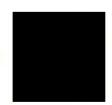
件	名	数	量	単	価	金 額	備考
	7	-	1, 125		用	PI	1
ガーゼマスク					77	4,925,600,000	
1					7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7		
					4 4 4 4 7 2 4 4 7 7 8 8 8		
					1		
			-				i e
	7						
31			18 18				
消費税相当額(1	10%)		50 00 1 00 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			492,560,000	2
合	計			5		5,418,160,000	

上記の通り見積致します

2年6月22日

広島県福山市宝町4番14号 株式会社フリアカコーボレーション

飛椒艇 招周與之 氏 名



振込銀	行名等	銀行	支店
預金 種別		口座 番号	
取引口	卫座名	株式会社マツオ	カコーボレーション
货主:	コード		

支出負担行為担当官厚生労働省大臣官房会計課長・鹿沼 均(以下「甲」という。)と株式会社マツオカコーポレーション代表取締役社長 松岡 典之(以下「乙」という。)との間に令和2年5月13日付で締結した「ガーゼマスク購入一式」に関する契約について次のとおり改める。

1 原契約書「3.履行期限又は契約期間」中、「令和2年7月3¹1日」を「令和2年8月31日」に改める。

この変更契約の締結を証するため、本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各 自一通を保有する。

令和2年7月28日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2 支出負担行為担当官 厚生労働省大臣官房会計課長。 鹿沼 均

乙 広島県福山市宝町4-14 株式会社マツオカコーポレーション 代表取締役社長

松岡

契 約 書

- 1. 件 名 ガーゼマスク購入 一式/
- 2. 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所
- 3. 履行期限又は契約期間 契約日から令和2年6月30日
- 4. 契約金額 金475, 200, 000円/
 - (うち消費税額及び地方消費税額43,200,00円) 消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82 及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 5. 購入数量

品名	単位	数量
ガーゼマスク	枚	

6. 契約保証金 免除

発注者(以下「甲」という。)と受注者(以下「乙」という。)は、件名の調達 (以下「業務」という。)に関し別記条項により契約を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和2年 5月13日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2 支出負担行為担当官 厚生労働省大臣官房会計課長 鹿沼 均

乙 香川県高松市国分寺町海田の下の TSO International株式 代表取締役 佐々木剛 (信義誠実の原則)

- 第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする♪ (契約の目的)
- 第2条 乙は、業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。/ (遅滞料)
- 第3条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞 日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を 遅滞料として徴収するものとする。/

(監督)

第4条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要 な指示をさせることができる。

(検査)

第5条 乙は業務終了後、甲の指定する検査職員に連絡し、検査を受けなければならない。 2 乙は、全ての業務が検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。

(契約金額の支払)

- 第6条 乙は、検査終了後、支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(危険負担)

第7条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

- 第8条 甲は、第5条に規定する納入検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと(以下「契約不適合」という。)を知ったときから1年以内に(数量又は権利の不適合については期間制限無く)その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする√
 - (1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品 との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うひと。
 - (2) 直ちに代金の減額を行うこと
- 2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契 約の解除を行うことができる。
- 3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約 不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適 用するものとする。/

(紛争等の解決方法)

第9条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、 甲乙協議の上、解決するものとする。

(以下この頁余白)

見,積書

¥475,200,000 >

消費税及び地方消費税を含む

件 名	数	量	単 価		金 額	備考
ガーゼマスク			, P.		内 432,000,000	***
1 1						
=		•			=	
	-	•				*
		9				
7						18 10 18
I.						8
				1		
小計	18				432,000,000	9 2 E
消費税和当額(10%)				*	43,200,000	-5
合 計		•			475,290,000	

上記の通り見積致します

令和 2 年 5 月 /3日

件 所

香川県高松市国分寺町新居852 /

氏 名

TSO International株式会社/代数取締役/佐々

振込銀	行名等			銀行	支店
預金 種別			口座 番号		
取引口	卫座名	ディー	エスオー	インターナショナハ	・カブシキガイシャ
債 主:	2 – k			4	



支出負担行為担当官厚生労働省大臣官房会計課長 鹿沼 均(以下「甲」という。)とTSO International 株式会社代表取締役 佐々木 剛(以下「乙」という。)との間に令和2年5月13月付で締結した「ガーゼマスク購入一式」に関する契約について次のとおり改める。

- 1 原契約書「3. 履行期限又は契約期間」中、「令和2年6月30日」を「令和2年8月10日」に改める。
- 2 原契約書「4.契約金額」中、「金475,200,000円_/(うち消費税額及び地方消費税額43,200,000円)」を「金918,456,000円 (内消費税額及び地方消費税額83,496,000円)」に改める。
- 3 原契約書「5. 購入数量」中の表を下記に差し替える。

品名	数量	単価 (税抜き)
ガーゼマスク		
一内訳一	•	
7月15日納入予定分		
7月31日納入予定分		

- 4 原契約書第5条第1項中、「乙は業務終了後」を「乙は各納入日につき納入終了後」に改める。
- 5 原契約書第6条第1項中、「乙は、検査終了後、」に「各納入日の納入実績に基づき」を加える。

この変更契約の締結を証するため、本書二通を作成し、"甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。 {

令和 上 年 6 月27日

東京都千代田区霞が関1-2-2 支出負担行為担当官 厚生労働省大臣官房会計課長

鹿沼



香川県高松市国分寺町新居852 TSO International 株式会社 代表取締役 佐々木

見 積 書

¥918,456,000

消費税及び地方消費税を含む

件 名	数量	単 価	金 額	備考
ガーゼマスク		円	円 834,960,000	17
* /		1141711		
= -		1		
		-	ζ	
	=	É		
		· , , , ,		
小計			834,960,000	
消費税相当額(10%)		2	83,496,000	19: 59
合 計			918,456,000	

上記の通り見積致します

• 令和 2 年 6 月 22 日

住 所

香川県髙松市国分寺町新居852

氏 名

TSO International株式会社

代表取締役 佐々木 剛



扳込銀	行名等	銀	支店
預金 種別		口座	
取引口	座名	TSO International株式会社	
债主:	コード		

納 品 書

¥524,832,000

消費税及び地方消費税を含む

件 名	数量	単 価	金 額	備考
		円	円	
ガーゼマスク			477,120,000	
7-50 A 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	Ŕ			
			Ξ-	
小計	14		477,120,000	
消費税相当額(10%)			47,712,000	
合 計			524,832,000	

上記の通り見積致します

令和 2年7月15日

住 所

香川県高松市国分寺町新居852

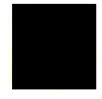
氏 名

TSO International株式会社

代表取締役 佐々木 剛

支出負担行為担当官

厚生労働省大臣官房会計課長殿



振込銀	行名等	銀 行	支店
預金 種別		口座 番号	
取引口	座名	TSO Internatinal株式会社	
債 主:	コード		

契約 書

- 1. 件 名 布製マスク購入 一式 /
- 2. 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所
- 3. 履行期限又は契約期間 契約日から令和2年6月15日 🎍
- 4. 契約金額 金60,500,000円/
 - (うち消費税額及び地方消費税額5,500,000円)

消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

5. 購入数量

品名	単位	数量
布製マスク/	枚(
	(8) 2	

6. 契約保証金 免除

発注者(以下「甲」という。)と受注者(以下「乙」という。)は、件名の調達 (以下「業務」という。)に関し別記条項により契約を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和2年 5月 /3日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2 支出負担行為担当官 厚生労働省大臣官房会計課長 鹿沼 均

 乙
 大阪市中央

 ト9日

 株式会社工:

 代:

 本

(信義誠実の原則)

- 第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。 (契約の目的)
- 第2条 乙は、業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。 (遅滞料)
- 第3条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞 日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.9パーセントの割合で計算した額を 遅滞料として徴収するものとする。ノ

(監督)

第4条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査)

- 第5条 乙は業務終了後、甲の指定する検査職員に連絡し、検査を受けなければならない。 2 乙は、全ての業務が検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。 (契約金額の支払)
- 第6条 乙は、検査終了後、支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。 /
- 2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。 /

(危険負担)

第7条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。,

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

- 第8条 甲は、第5条に規定する納入検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと(以下「契約不適合」という。)を知ったときから1年以内に(数量又は権利の不適合については期間制限無く)その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。/
 - (1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと。
 - (2) 直ちに代金の減額を行うこと
- 2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契 約の解除を行うことができる。
- 3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約 不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適 用するものとする。,

(紛争等の解決方法)

第9条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、 甲乙協議の上、解決するものとする。

(以下この頁余白)

見 積 書

¥60,500,000 /* /

消費税及び地方消費税を含む

件名	数 量	単 価	金 額	備考
布製マスク / 4		円	55,000,Q90	
		10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1		
		441444444444444444444444444444444444444	11	
		41.41.41.41.41.41.41.41.41.41.41.41.41.4	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	179.5	***************************************	1	
		######################################	10.10.10.10.10.10.10.10.10.10.10.10.10.1	
		1	11 11	
消費税 10%		***	5,509,000	ě
合 計		-	60,500,000	

上記の通り見積致します

令和 2年 5月 1日 😁

住 所

大阪市中央区平

氏 名

株式会社エクスプ



391-0040	59	ì	_	ŌΩ	41
----------	----	---	---	----	----

	71 100 48	
振込銀行名等	銀 行	支店
預金 種別	口 <u>座</u> 番号	
取引口座名	株式会社エクスプラス	
俊 主コード		

支出負担行為担当官厚生労働省大臣官房会計課長 鹿沼 均(以下「甲」という。)と株式会社エクスプラス代表取締役 大橋 孝夫(以下「乙」という。)との間に令和2年5月13日付で締結した「布製マスク購入一式」に関する契約について次のとおり改める。

1 原契約書「3.履行期限又は契約期間」中「令和2年6月15日」を「令和2年7月31日」に改める。

この変更契約の締結を証するため、本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和2年6月12日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2 支出負担行為担当官 厚生労働省大臣官房会計語 第27



乙 大阪府大阪市中央区平野町1-8-8 平野町高橋ビル9F 株式会社エクスプラス

代表取締役 大橋



支出負担行為担当官厚生労働省大臣官房会計課長 鹿沼 均(以下「甲」という。)と株式会社エクスプラス代表取締役 大橋 孝夫 (以下「乙」という。)との間に令和2年5月13日付で締結した「布製マスク購入一式」に関する契約について次のとおり改める。

1 原契約書「4. 契約金額」中、「金60, 500, 000円 / (うち消費税額及び地方消費税額5, 500, 000円)」を「金66, 000, 00 0円 (うち消費税額及び地方消費税額6,000,000円)」に改める。

この変更契約の締結を証するため、本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 分年 6月22日

甲 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2 支出負担行為担当官 厚生労働省大臣官房会計課 鹿沼



乙 大阪府大阪市中央区平野町1-8-8 平野町高橋ビル9F

株式会社エクスプラス 代表取締役社長

大橋 さ





八行目式 字削除

見 積 書

¥66,000,000

消費税及び地方消費税を含む

件 名	数	量	単	価	金 額	備考
T A	357	======================================	 	Hi Hi	五五日	加 与
-de-(#4)				П	I	
布製マスク		.87			60,000,000	
				4 1 1 4 4 5 7 4 4 7 4 7 4 7 4 7 4 7 4 7 4 7 4		
				44		= 8
# # #				***		
				1		
e •		•				
						12 B
消費税 10%-					6,000,000	
合 計					66,000,000	

上記の通り見積致します

令和 2 年 6 月 22 月

住 所

大阪市中央区平野町1-8-8平野町高橋ビル

、 氏 名

株式会社エクスプラス 代表取締役 大橋孝夫

振込銀	行名等	銀 行	支店
預金 種別		口座	
取引口	座名	株式会社エクスプラス	
僚主:	2 – k		•

納品書

2020年7月6日 NO. TS-581-4

株式会社エクスプラス 営業1部 厚生労働省 御中

〒151−0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷4-30-3

代々木TRビル 2F

TEL: 03-6866-2015 FAX: 03-6866-2017

品番	品名	COL	数量	単 位	単 価(税別)	金額(税別)
234-HJKS001	布マスク	色		枚		¥60,000,000
						¥0
-						¥0
						¥0
						¥0
						¥0
						¥0
						¥0
						¥0
						¥0
-		<u> </u>		-		
	1					
						·
,		1				
,	•	*				
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
						
		<u> </u>		j	小計	¥60,000,000
	2	80			商品税(10%)	¥6,000,000
			¥		合 計	¥66,000,000
					ы ил	+00,000,000
満 考						

印

契 約 書

- 1. 件 名 布マスク購入 一式
- 2. 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所
- 3. 履行期限又は契約期間 契約日から令和2年6月30日
- 4. 契約金額 金77,000,000円/
 - (うち消費税額及び地方消費税額7,000,000円) 消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82 及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

5. 購入数量

	単位	数量
	枚	,
e uju a i		
k	HENLINE I	
		The Maria Control

6. 契約保証金 免除

発注者(以下「甲」という。)と受注者(以下「乙」という。)は、件名の調達 (以下「業務」という。)に関し別記条項により契約を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和2年 5 月 13日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2 支出負担行為担当官 厚生労働省大臣官房会計課長 鹿沼 均

五 東京都港区芝3-1-14芝公園阪神ビル4階株式会社ブルマーレ代表取締8沈 海番

(信義誠実の原則)

- 第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする (契約の目的)
- 第2条 乙は、業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。₍ (遅滞料)
- 第3条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞 日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を 遅滞料として徴収するものとする。/

(監督)

第4条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要 な指示をさせることができる。/

(検査)

- 第5条 乙は業務終了後、甲の指定する検査職員に連絡し、検査を受けなければならない。 2 乙は、全ての業務が検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。 (契約金額の支払)
- 第6条 乙は、検査終了後、支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。 /
- 2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(危険負担)

第7条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の資に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。/

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

- 第8条 甲は、第5条に規定する納入検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと(以下「契約不適合」という。)を知ったときから1年以内に(数量又は権利の不適合については期間制限無く)その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。
 - (1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品 との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと_と
 - (2) 直ちに代金の減額を行うこと
- 2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契 約の解除を行うことができる。/
- 3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約 不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適 用するものとする。

(紛争等の解決方法)

第9条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、 甲乙協議の上、解決するものとする。 ↑

(以下この頁余白)

見 積

¥77,000,000,

消費税及び地方消費税を含む

件名	数量	単 価	金 額	備考
布マスク 4		FI	70,000,000	関税含まず
1	(
	<u>. </u>	*	,	
		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	-	
		11-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	17	
A C A A		27	1	
· ·			1	
		111		
消費税相当額(10%)/			7,000,000	ai
合 計		***	77,000,000	

289175

上記の通り見積致します

* 令和 2年 5 月 / 3 口 (% - 6g / g 住 所 東京都港区芝3-1-14芝公園阪神ビル4

氏 名

株式会社ブルマーレ 代表取締役 沈 海

支出負担行為担当官人 厚生労働省大臣官房会計課長殿

振込銀	行名等	7	銀行	支店
預金 種別		口座番号		
取引口	座名	株式	く会社ブルマーレ	
僓 主:	2 — K			

変更契約書

支出負担行為担当官厚生労働省大臣官房会計課長 鹿沼 均(以下「甲」という。)と株式会社ブルマーレ代表取締役 沈 海波_/(以下「乙」という。)との間に令和2年5月13日付で締結した「布マスク購入一式」に関する契約について次のとおり改める。

- 1 原契約書「3.履行期限又は契約期間」中、「令和2年6月30日」を「令和2年7月31日」に改める。
- 2 原契約書「4. 契約金額」中、「金77,000,000円」(うち消費税額及び地方消費税額7,000,000円)」を「金87,450,000円)」円(うち消費税額及び地方消費税額7,950,000円)」に改める。

この変更契約の締結を証するため、本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 ノ 年 り月 27日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2 支出負担行為担当官 厚生労働省大臣官房会計課長

鹿沼



乙 東京都港区芝3-1-14
芝公園阪神ビル4階
株式会社ブルマーレ代表取締役

沈 海

¥87,450,000

消費税及び地方消費税を含む

	A-	\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \				_
件	名	数量	単	価	金額	備考
				P		
. 2	布マスク				79,500,000	関税含まず
	AND					
			PARE 10.			
					P	
5.						
5					Per 1	
11-2						
				1		
				44	4894	
				1	100	
		9 g x		1	14 14 14	
			****		1	
				i	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	C E 2 SET			Tana.	1	
					1	
消費税	相当額(10%)				7,950,000	
合	計				87,450,000	

上記の通り見積致します

令和 上年 6月22日/

住 所 東京都港区芝3-1-14 芝公園阪神ビル4階

氏 名 株式会社ブルマーレ 代表取締役 沈 海波



支出負担行為担当官 厚生労**働**省大臣官房会計課長殿

振込銀	行名等	銀 行	支店
預金 種別		口座 番号	
取引口	」座 名	株式会社ブルマーレ	. ,
費 主:	⊐ ~ ド		

契約 書

- 1. 件 名 立体型布製マスク (ポリエステル素材) 購入 一式
- 2. 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所
- 3. 履行期限又は契約期間 契約日から令和2年7月15日
- 4. 契約金額 金1,320,000,000円 (うち消費税額及び地方消費税額120,000,000円) 消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

5. 購入数量

品名	単位	数量
立体型布製マスク (ポリエ ステル素材)	枚	
		Ĭ.

6. 契約保証金 免除

発注者(以下「甲」という。)と受注者(以下「乙」という。)は、件名の調達 (以下「業務」という。)に関し別記条項により契約を締結する。 本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和2年 5 月 12 日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2 支出負担行為担当官 厚生労働省大臣官房会計課長 鹿沼 均

(信義誠実の原則)

- 第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。 (契約の目的)
- 第2条 乙は、業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。/ (遅滞料)
- 第3条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞 日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を 遅滞料として徴収するものとする。 /

(監督)

第4条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要 な指示をさせることができる。

(検査)

- 第5条 乙は業務終了後、甲の指定する検査職員に連絡し、検査を受けなければならない。 2 乙は、全ての業務が検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。 (契約金額の支払)
- 第6条 乙は、検査終了後、支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(危険負担)

第7条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

- 第8条 甲は、第5条に規定する納入検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと(以下「契約不適合」という。)を知ったときから1年以内に(数量又は権利の不適合については期間制限無く)その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。/
 - (1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと。/
 - (2) 直ちに代金の減額を行うこと/
- 2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契 約の解除を行うことができる/
- 3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約 不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適 用するものとする。/

(紛争等の解決方法)

第9条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、 甲乙協議の上、解決するものとする。

(以下この頁余白)

見積

書

¥1,320,000,000

消費税及び地方消費税を含む

件 名	数	量	単	価	金 額	備考
立体型布製マスク(ポリエステル素材)	*	0		P)	円 1,200,000,000	

	-	<u>-</u>	·			
				=		
消費税相当額(10%)				1	120,000,000	(is
合 計					1,320,000,000	9-

上記の通り見積致します

支出負担行為担当官/厚生労働省大臣官房会計課長殿

289213

振込銀	行名等	銀行	支店
預金 種別		口座 番号	
取引口	座名	株式会社RELIEF	
債 主	コード		

変更契約書

支出負担行為担当官厚生労働省大臣官房会計課長 鹿沼 均(以下「甲」という。)と株式会社RELIEF代表取締役 中尾 誠志(以下「乙」という。)との間に令和2年5月12日付で締結した「立体型布製マスク(ポリエステル素材)購入一式」に関する契約について次のとおり改める。

- 1 原契約書「3.履行期限又は契約期間」中、「令和2年7月15日」を「令和2年9月10日」に改める。
- 2 原契約書「4. 契約金額」中、「金1, 320, 000, 000円₂(うち消費税額及び地方消費税額120,000,000円)」を「金1,427,800,00円(うち消費税額及び地方消費税額129,800,000円)」に改める。

3 原契約書「5. 購入数量」中の表を下記に差し替える。

品名	数量	単価(税抜き)
立体型布製マスク(ポリ		
エステル素材)	20 Von	
一内訳一		
7月 4日納入予定分		
7月18日納入予定分		
8月 1日納入予定分		
8月30日納入予定分		

- 4 原契約書第5条第1項中「乙は業務終了後」を「乙は各納入日につき納入 終了後」に改める。
- 5 原契約書第6条第1項中「乙は、検査終了後、」に「各納入日の納入実績 に基づき」を加える。

この変更契約の締結を証するため、本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 入年 6月22日

乙 大阪府大阪市西区京町堀1-14-24 タツト靭公園ビル401号 株式会社RELIEF』 代表取締役 中尾

¥1,427,800,000

消費税及び地方消費税を含む

件	名	数	量	単	価	金額	備考
立体型布製マスク(ス	ポリエステル素材)				H	1,298,000,000	
A							
						v	ļ
			Н				
						9	
消 費税 相						129,800,000	
合	計					1,427,800,000	

上記の通り見積致します

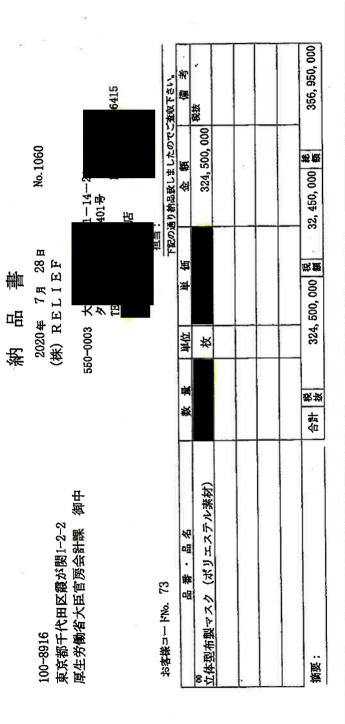
令和 스 年	6月22日			
住 所	大阪市西区	á	タツト靱公園	ビル
氏 名	株式会社R		締役 中尾	說 <mark>.</mark>

支出負担行為担当官 厚生労働省大臣官房会計課長殿

振込銀行名等	銀 支 行 店
預金 種別	口座 番号
取引口座名	株式会社RELIEF
債 主コード	

285, 560, 000 祖当:
下配の道り熱品致しましたのでご変収下さい。
価 金 額 備 湾 塩 259,600,000 No.1027 25, 960, 000 (4—24 号 FAX 2020年 7月 8日 (株) RELIEF 車面 259, 600, 000 整 550-0003 大阪 タッ TAL:0 枚 70 立体型布製マスク (ポリエステル業材) 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省大臣官房会計縣 御中 品番・品名 お客様コードNo. 73 100-8916 描聚

į



()

契約 書

- 1. 件 名 布製マスク購入 一式
- 2. 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所
- 3. 履行期限又は契約期間 契約日から令和2年6月15日
- 4. 契約金額 / 金693,000,000円/
 - (うち消費税額及び地方消費税額63,000,000円) 消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82 及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 5. 購入数量

布製マスク	品名	単位	数量
	布製マスク 🍎	枚	· ·

6. 契約保証金 免除

発注者(以下「甲」という。)と受注者(以下「乙」という。)は、件名の調達 (以下「業務」という。)に関し別記条項により契約を締結する。 本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 ² 年 ⁵ 月 13 日 。

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2 支出負担行為担当官 厚生労働省大臣官房会計課長 鹿沼 均

□ 東京都中野区弥生町4-14株式会社ワークス代表取締役須合 耳

(信義誠実の原則)

- 第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。/ (契約の目的)
- 第2条 乙は、業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。 (遅滞料)
- 第3条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞 日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を 遅滞料として徴収するものとする。/

(監督)

第4条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要 な指示をさせることができる。

(檢查)

- 第5条 乙は業務終了後、甲の指定する検査職員に連絡し、検査を受けなければならない。 2 乙は、全ての業務が検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。 (契約金額の支払)
- 第6条 乙は、検査終了後、支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。 ,
- 2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(危険負担)

第7条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

- 第8条 甲は、第5条に規定する納入検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと(以下「契約不適合」という。)を知ったときから1年以内に(数量又は権利の不適合については期間制限無く)その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。/
 - (1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品 との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと。
 - (2) 直ちに代金の減額を行うこと
- 2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契 約の解除を行うことができる。
- 3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約 不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適 用するものとする。/

(紛争等の解決方法)

第9条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、 甲乙協議の上、解決するものとする。/

/ ¥693,000,000, •

消費税及び地方消費税を含む

件	名	数	且	単	価	金 額	備考
布マスク(13.5*9.5cm)	/ •				P	630,000,000	
					1		
				ervert havissockermen er-e			
						-	E ti
	*						7=
No.							
.,							
消費税相当額(1	0%)					63,090,000	0
合	計	- 5				693,000,000	€

289060

上記の通り見積致します

* 令和 2 年 5 月 13 日 *

住 所

東京都中野区弥生町4-14-2

氏 名

株式会社ワークス代表取締役、須合 玲秀

支出負担行為担当官 / 厚生労働省大臣官房会計課長殿

預種	金		口座			支店
	7/3.7	3	番号			
取	引口座	東京都	10404	性町4	丁目14	春2号
僙	主コー	株式会	KAT	65 I	48	A.

変更契約書

支出負担行為担当官厚生労働省大臣官房会計課長 鹿沼 均(以下「甲」とい う。)と株式会社ワークス代表取締役 須合 玲奈(以下「乙」という。)との間 に令和2年5月13日付で締結した「布製マスク購入一式」に関する契約につい て次のとおり改める。

1 原契約書「3.履行期限又は契約期間」中「令和2年6月15日」を「令 和2年7月31日」に改める。

この変更契約の締結を証するため、本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各 自一通を保有する。

令和2年6月12日

東京都千代田区霞が関1-2-2 支出負担行為担当官 厚生労働省大臣官房会計





乙 東京都中野区弥生町4-14-2 株式会社ワークス

> 代表取締役 須合



変更契約書

支出負担行為担当官厚生労働省大臣官房会計課長 鹿沼 均(以下「甲」という。)と株式会社ワークス代表取締役 須合 玲奈」(以下「乙」という。)との間に令和2年5月13日付で締結した「布製マスク購入一式」に関する契約について次のとおり改める。

1 原契約書「4.契約金額」中、「金693,000,000円(うち消費税額及び地方消費税額63,000,000円)」を「金755,040,000円(うち消費税額及び地方消費税額68,640,000円)」に改める。

この変更契約の締結を証するため、本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 4 年 6 月 22-日 /

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2 支出負担行為担当官 厚生労働省大臣官房会計記 鹿沼



乙 東京都中野区弥生町4-14-2 株式会社ワークス 代表取締役

須合 玲秀

¥755,040,000

消費税及び地方消費税を含む

件 名	数	盘	単	価	金額			考
布製マスク(13.5*9.5cm)			MARKET BL. 1, 29, 5144A.	Ħ.	686,400,000	**		
-					- 10 marks to 11	Ga.	= 30	
		- Vales						5 12
£						1.		••(*)
1						<u>.</u>		
							548	
消費税相当額(10%)	:=				68,640,000			
合 計					755,040,000	de d		

上記の通り見積致します

*令和 2 年 6 月 22 日 /

住 所

東京都中野区弥生町4-14-2

压名

株式会社ワークス 代表取締役 須合 玲奈

支出負担行為担当官 厚生労働省大臣官房会計課長殿

振込銀行名等	銀 行	ラ	<u>-</u> こと
預金 種別	口座番号	75 E	
取引口座名	カ)ワークス		
債 主コード		Y	

- 1. 件 名 ガーゼマスク購入 一式
- 2. 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所
- 3. 履行期限又は契約期間 契約日から令和2年7月15日
- 4. 契約金額 金1,100,000,000円 (うち消費税額及び地方消費税額100,000,000円)

消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82 及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

5. 購入数量

<u> </u>		*
品名	単位	数量
ガーゼマスク	校	2 %
	1000V	

6. 契約保証金 免除

発注者(以下「甲」という。)と受注者(以下「乙」という。)は、件名の調達 (以下「業務」という。)に関し別記条項により契約を締結する。 本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 2年 5月13.日 。

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2 支出負担行為担当官 厚生労働省大臣官房会計課長 鹿沼 均

乙 岐阜県関市保明1632/ 株式会社東洋繊維/ 代表取締役/水谷 (信義誠実の原則)

- 第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。 (契約の目的)
- 第2条 乙は、業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする (遅滞料)
- 第3条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞 日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を 遅滞料として徴収するものとする。

(監督)

第4条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。/

(検査)

- 第5条 乙は業務終了後、甲の指定する検査職員に連絡し、検査を受けなければならない。 2 乙は、全ての業務が検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。/ (契約金額の支払)
- 第6条 乙は、検査終了後、支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。 C
- 2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(危険負担)

第7条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

- 第8条 甲は、第5条に規定する納入検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと(以下「契約不適合」という。)を知ったときから1年以内に(数量又は権利の不適合については期間制限無く)その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする√
 - (1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品 との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと
 - (2) 直ちに代金の減額を行うこと
- 2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。_C
- 3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約 不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適 用するものとする。↑

(紛争等の解決方法)

第9条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(以下この頁余白)

見 ¥1,100,000,000 */

書

消費税及び地方消費税を含む

件 名		数量	単	—————————————————————————————————————	金 額		備	考
ガーゼマスク				Ħ	円 1,000,000,000			-
	-				8			
							10	55
				1			3	
÷	_							
消費税相当額(10%)				1 1 2 1	100,000,000	3.	, , ,	
合 計					1,100,000,000			

289191

上記の通り見積致します

令和 2 年 5 月 13日 /

住 所

岐阜県関市保明1632/

压 夕 💆

朱式会社東洋繊維 代表取締役/水谷二日

支出負担行為担当官

厚生労働省大臣官房会計課長殿

7501-3936

振込銀	行名等		支店
預金 種別		口座番号	
取引口] 座名	カ)トウヨウセンイ	
債 主	⊐ — k		

変更契約書

支出負担行為担当官厚生労働省大臣官房会計課長 鹿沼 均(以下「甲」という。)と株式会社東洋繊維代表取締役 水谷 二郎(以下「乙」という。)との間に令和2年5月13日付で締結した「ガーゼマスク購入一式」に関する契約について次のとおり改める。

- 1 原契約書「3. 履行期限又は契約期間」中、「令和2年7月15日」を「令和2年9月10日」に改める。
- 2 原契約書「4.契約金額」中、「金1,100,000,000円,(うち消費税額及び地方消費税額100,000,000円)」を「金1,202,300,000円)(うち消費税額及び地方消費税額109,300,000円)」に改める。
- 3 原契約書「5. 購入数量」中の表を下記に差し替える。

品名	数量	単価(税抜き)
ガーゼマスク		
一内訳一		
7月 4日納入予定分		
7月18日納入予定数		
8月30日納入予定数		

- 4 原契約書第5条第1項中、「乙は業務終了後」を「乙は各納入日につき納入終了後」に改める。
- 5 原契約書第6条第1項中、「乙は、検査終了後、」に「各納入日の納入実績に基づき」、を加える。

この変更契約の締結を証するため、本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 2年 6月22日 ,

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2 支出負担行為担当官 厚生労働省大臣官房会計課長

鹿沼



乙 岐阜県関市保明1632 株式会社東洋繊維/ 代表取締役

水谷 二郎

¥1,202,300,000

消費税及び地方消費税を含む

.件 .名	数 量	単 価	金 額	備考
布製マスク		丹	1,093,000,000	
		. 1		
	,		120	
		ii	· 12:	***
				×
				8
				4
消費税相当額(10%)			109,300,000	• 80
合 計			1,202,300,000	<u>s</u>

上記の通り見積致します

命和 2 年 月 月 22月

住 所

岐阜県関市保明1632

氏 名

株式会社東洋線維 代表収締役 水谷二郎

支出負担行為担当官 厚生労働省大臣官房会計課長殿

振込銀行名等			銀行	支店
預金 種別		口座番号		
取引口	座名	j	か)トウヨウセンイ	,
僚主:	コ — ド	3.01.7.		

納品書

	No.	202018001
<u>享生労働省様</u>	日付	2020年7月7日
下記の通り納品いたしました。	株	式会社 東洋繊維

布製マスク

件名

株式会社 東洋繊維 〒501-3956 岐阜県関市保明1632 TEL 0575-28-5481

FAX 0575-25-5480

e-mail:

	-,	カラー	数量	単価	金額
布製マスク	F	白			¥218,600,000
				1	
pro up a to testino			小計	 	¥218,600,000
【振込先】]		消費税((10%)	¥21,860,000
	1	ľ	合計金		¥240,460,000

納品書

No. 2020TS002 厚生労働省様 日付 2020年7月27日 株式会社 東洋繊維 〒501-3956 岐阜県関市保明1632 TEL 0575-28 下記の通り納品いたしました。 布製マスク 件名 FAX 0575-25e-mail: 品名 カラー 数量 単価 金額 size 布製マスク 白 F ¥306,040,000

【振込先】

	¥306,040,000
消費税(10%)	¥30,604,000
合計金額	¥336,644,000

力)東洋繊維

契 約 書

- 1. 件 名 ガーゼマスクMK01 一式
- 2. 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所
- 3. 履行期限及び契約期間 契約締結日から令和2年7月31日
- 4. 契約金額 金 3,170,380,400 円 / /
 - (うち消費税額及び地方消費税額 288,216,400円) /

消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の 規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

5. 購入数量等

商品	単位	数量
ガーゼマスク MKO1	枚	
24		

6. 契約保証金 免除

厚生労働省(以下「甲」という。)と伊藤忠商事株式会社(以下「乙」という。)は、件名の売 買に関し別記条項により契約(以下「本契約」という。)を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 2年 6月22日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2

支出負担行為担当官 厚生労働省大臣官房会計課長

鹿沼



乙 大阪市北区梅田3丁目1-3 伊藤忠商事株式会社 繊維資材・ライフスタイル部 部長 上川 辰也



(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(本契約の目的)

第2条 乙は、甲に商品を売り渡し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(引渡、遅滞料)

- 第3条 乙は商品を履行場所へ納入するものとする。
- 2 商品の引渡は、商品の納入後、第5条1項に規定する甲の検査に合格したことをもって完了するものとする。
- 3 甲は、乙が履行期限までに商品の引渡しを完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(監督)

第4条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査、所有権の移転)

- 第5条 乙は商品の納入後、甲の指定する検査職員にその旨の連絡を行う。その後甲は検査をするものとする。
- 2 甲は商品納入後10日以内に商品を検査し、検査に合格したときは直ちに乙の指定する方法でこの旨 乙に連絡する。
- 3 商品の所有権は、商品が検査に合格したときをもって、乙から甲へ移転するものとする。 (本契約金額の支払)
- 第6条 乙は、検査合格後、支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日 以内に支払わなければならない。

(危険負担)

第7条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、本契約の履行ができなくなったときは、乙は本契約を履行する義務を免れ、甲は本契約金額の支払いの義務を免れるものとする。 (納品物が本契約の内容に適合しない場合の措置)

- 第8条 甲は、第5条第1項に規定する検査合格後において、当該商品が本契約の内容に適合していないこと(以下「契約不適合」という。)を知ったときから6か月以内にその旨を乙に書面にて通知した場合は、甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の納入による履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期限内に履行の追完がないときは、甲はその契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
- 3 甲は、本条第1項の通知をした場合は、前2号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除 を行うことができる。

(紛争等の解決方法)

第9条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、 解決するものとする。

(以下この頁余白)

¥3,170,380,400

消費税及び地方消費税を含む

"一件 名	数量	単 価	金 額	備考
ガーゼマスク MK01		円	円 2,882,164,000	消費税含まず 倉庫賃含ます
1		1		
				·
消費税相当額(10%)			288,216,400	
. 合 計			3,170,380,400	

受渡期日

令和2年7月末日

仕様

2

ホルムアルデヒド 75PPM以下

受渡条件

ご指定場所へ配送

支払条件

納入後30日現金払い(納品後10日以内に検収の事)

見積有効期限

令和2年6月末日

備考

- ●原材料及び製品の輸送はすべてエア便を使用予定。
- ●エア代の大幅な変動があった場合は、別途相談
- ●上記数量を令和2年7月31日までに全量買い上げていただく条件。
- ●縫製拠点は、ベトナム、中国、カンボジアにある弊社起用の縫製工場を使用予定。
- ❷数量+0% -5%変動する可能性があります。
- ●ベトナム、中国、カンボジア政府のマスク輸出規制により、納期が遅延する懸念がございます。

上記の通り見積致します

令和2年6月22日 /

住 所

大阪市北区梅田3丁目1-3

氏 名

伊藤忠商事株式会社 繊維資材・ライフスタイル部

上川 辰也

支出負担行為担当官

厚生労働省大臣官房会計課長殿

振込銀	行名等	······································		支店
預金種別		口座番号	17	店
取引口	座名		伊藤忠商事株式会社	
債 主	ュード			

契 約 書

- 1. 件 名 マスク購入 一式
- 2. 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所
- 3. 履行期限又は契約期間 契約日から令和2年7月31日
- 4. 契約金額 金266,926,000円 / (うち消費税額及び地方消費税額24,266,000円) / 消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

5. 購入数量

品名	単位	数量
布製マスク /	枚	

6. 契約保証金 免除

発注者(以下「甲」という。)と受注者(以下「乙」という。)は、件名の調達 (以下「業務」という。)に関し別記条項により契約を締結する。 本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 2 年 6 月 22日 /

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2 支出負担行為担当官 厚生労働省大臣官房会計課 連名 東名 東名

乙 愛知県名古屋市中区錦2-13-19 株式会社グラックジャパン / 代表取締役 岩田 政治

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(遅滞料)

第3条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞 日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を 遅滞料として徴収するものとする。

(監督)

第4条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査)

第5条 乙は業務終了後、甲の指定する検査職員に連絡し、検査を受けなければならない。 2 乙は、全ての業務が検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。

(契約金額の支払)

- 第6条 乙は、検査終了後、支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(危険負担)

第7条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の實に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

- 第8条 甲は、第5条に規定する納入検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと(以下「契約不適合」という。)を知ったときから1年以内に(数量又は権利の不適合については期間制限無く)その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。
 - (1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品 との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと。
 - (2) 直ちに代金の減額を行うこと
- 2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。
- 3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約 不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適 用するものとする。

(紛争等の解決方法)

第9条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、 甲乙協議の上、解決するものとする。

(以下この頁余白)

¥266,926,000

消費税及び地方消費税を含む

件 4	3	数	量	単	価	金 額	備	考
布製マスク					四	円 242,660,000		
4			-2.57.00					
	•							
								-
		2 .	563					
	>							
						1		2500
a .								1,41
消費税相当額(10	0%)			0		24,266,000		
合	 					266,926,000		

上記の通り見積致します

令和 2年 6月22日

住 所

東京都中央区銀座1-13-12 銀友ビル6F

氏名

(株)グラックジャパン 岩田 政治



支出負担行為担当官 厚生労働省大臣官房会計課長殿

振込銀行名等	銀 行	支 店
預金 種別	口座 番号	
取引口座名	カ)ケラツクシャパン	
債主コード		

納品書

gluckjapan

厚生労働省大臣官房会計課長 殿

営業担当者

納品書番号 N2007-K1

日付 2020年7月15日

取引先 ID

株式会社グラックジャパン 〒104-0061 東京都中央区銀座1-13-12 銀友ビル6F

合計金額(税抜)

TEL 03-6263-2377 FAX 03-6263-2387



消費税額

	¥266,926,000	¥242,60	60,000	¥24,266,000
数量	品番·品名	単価	金額	消費税
5 V				
71	5製マスク		¥242,660,000	¥24,266,00
			2 3 1 3 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	2
				1000
				14-4
*:	2 物类类粒形象			n
	·			
			4.0.1.2	
				N-14-
		6		
	1.00			
		-		
	ने	教量 品番・品名 布製マスク	教量 品番・品名 単価 布製マスク	数量 品番・品名 単価 金額

合計金額(稅込)

合計 Y242,660,000 Y24,266,000 総計 Y266,926,000

契約書

- 1. 件 名 布製マスク購入 一式
- 2. 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所
- 3. 履行期限又は契約期間 契約日から令和2年7月31日
- 4. 契約金額及び購入数量
 - ①契約金額 金774,180,000円 . ;
 (うち消費税額及び地方消費税額70,380,000円) . 消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

②購入数量

品名	数量	単価(税抜き)
布製マスク .		
一内訳一		
6月27日納入予定分 .		
7月11日納入予定分 .		S
7月31日納入予定分		31/3/02 7 27

5. 契約保証金 免除

発注者(以下「甲」という。)と受注者(以下「乙」という。)は、件名の調達 (以下「業務」という。)に関し別記条項により契約を締結する。 本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 2年 6月22日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2 支出負担行為担当官 厚生労働省大臣官房会計課長 鹿沼



乙 熊本県熊本市中央区水前寺公園28-23 2階

シタテル株式会社 代表取締役CEO

河野 秀和

2

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(遅滞料)

第3条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞 日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を 遅滞料として徴収するものとする。

(監督)

第4条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査)

- 第5条 乙は各納入日につき納入終了後、甲の指定する検査職員に連絡し、検査を受けな ければならない。
- 2 乙は、全ての業務が検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。 (契約金額の支払)
- 第6条 乙は、検査終了後、各納入日の納入実績に基づき支払請求書を作成し、対価の支 払いを甲に請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(危険負担)

第7条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の實に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

- 第8条 甲は、第5条に規定する納入検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと(以下「契約不適合」という。)を知ったときから1年以内に(数量又は権利の不適合については期間制限無く)その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。
 - (1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品 との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと。
 - (2) 直ちに代金の減額を行うこと
- 2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契 約の解除を行うことができる。
- 3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約 . 不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適 用するものとする。

(紛争等の解決方法)

第9条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、 甲乙協議の上、解決するものとする。

(以下この頁余白)

¥774,180,000 ✓

消費税及び地方消費税を含む

	件	名	数	量	甪	価		金 額		備:	考
	布製マス	Þ				***********	円	703 800000	H	税抜き	
消費税	1	,				7		70,380,00 0			
						1	٠		********		**********
	***************************************	***************************************	***************************************	*************	6 b b 6 - 6 - 6 - 6 - 6 - 6 - 6 - 6 - 6 - 6 -			handandan dan ayan baran ayan ayan ayan ayan ayan ayan ayan	*********	***************************************	****
		<i>3</i>		# = .	- 14 			i i			
***************************************	. HADON 1100 MOZON 130046EE11	W 4.4 15.3 A. 4.4.4.			····			2			
						1		3		-	,
											10
	- 1		-	H.							
								S.			****
						1	•н•н•н	Personal Property of the Control of) bad? (aa)		**********
	合	5 +		44401444444			**********	774,180,000	円		546.0 4 64.0 m d

上記の通り見積致します.

令和人年 6月22日

住 所

熊本県熊本市中央区水前寺公園28-23 2階

乐 夕

シタテル株式会社

代表取締役CEO 河野 秀和



支出負担行為担当官 厚生労働省大臣官房会計課長殿

振込銀	行名等		銀行	支 店
預金 種別				
取引口	座名		シタテル(メ	7
廣主=	- F			

納品書

¥258,060,000

消費税及び地方消費税を含む

件		名		数	量	単	価		金 額		備	考
6/24納品分	布製マスク							円	234,600,000	円	税抜き	
消費税(10%)						0			23,460,000			
			2									
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u> </u>											
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,											
合		十							258,060,000	円		

上記のとおり、納品を完了したことをご報告いたします。

令和2年6月24日

住 所

熊本県熊本市中央区水前寺公園28-23 2階

氏 名

シタテル株式会社

支出負担行為担当官 厚生労働省大臣官房会計課長殿

納品書

¥129,030,000

消費税及び地方消費税を含む

件	名	数	量	単	価		金 額		備	考
7/11納品分 布製マスク						円	117,300,000	円	税抜き	
消費税(10%)			.;				11,730,000			

2-1								300000		
		==					2			
				1.0						
7				-H2202-11-52			12		112	-
	- Ivaliinikas edelas						*			
L	**2						-			
						3				
合	計						129,030,000	円		

上記のとおり、納品を完了したことをご報告いたします。

令和2年7月11日

住 所

熊本県熊本市中央区水前寺公園28-23 2階

氏 名

シタテル株式会社

支出負担行為担当官 厚生労働省大臣官房会計課長殿

契約 書

- 1. 件 名 布製マスク購入 一式
- 2. 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所
- 3. 履行期限又は契約期間 契約日から令和2年7月31日
- 4. 契約金額 金82,632,000円 / / (うち消費税額及び地方消費税額及び地方消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

5. 購入数量

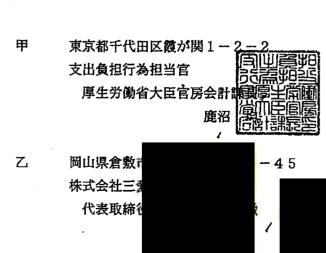
品名	単位	数量
・ ・ ・ ・ ・ ・	枚	
		8
	if.	

6. 契約保証金 免除

発注者(以下「甲」という。)と受注者(以下「乙」という。)は、件名の調達 (以下「業務」という。)に関し別記条項により契約を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 乙年 6 月 2 2 日 /



(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(遅滞料)

第3条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞 日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を 遅滞料として徴収するものとする。

(監督)

第4条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要 な指示をさせることができる。

(検査)

- 第5条 乙は業務終了後、甲の指定する検査職員に連絡し、検査を受けなければならない。
- 2 乙は、全ての業務が検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。

(契約金額の支払)

- 第6条 乙は、検査終了後、支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(危険負担)

第7条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

- 第8条 甲は、第5条に規定する納入検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと(以下「契約不適合」という。)を知ったときから1年以内に(数量又は権利の不適合については期間制限無く)その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。
 - (1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品 との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと。
 - (2) 直ちに代金の減額を行うこと
- 2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。
- 3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約 不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適 用するものとする。

(紛争等の解決方法)

第9条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、 甲乙協議の上、解決するものとする。

(以下この頁余白)

見積書

見 ¥82,632,000

消費税及び地方消費税を含む

件 名	数	量	単	価	金 額	備考
布製マスク				円	75,120,000	
1						
		S.II.	*			
			-			
The second section of the						
消費税相当額(10%)					7,512,000	
合 計				E E B B B	82,632,000	

上記の通り見積致します

令和と年も月マユ日

住 所

氏 名

图山県倉敷市 第45号 株式会市 代表取纬段

支出負担行為担当官厚生労働省大臣官房会計課長殿

振込銀	行名等	銀行	支店
預金 種別		口座番号	
取引口	座名	株式会社 三愛	
債 主	ュード		

契 約 書

- 1.件 名 布製マスク購入 一式 *
- 2. 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所
- 3. 履行期限又は契約期間 契約日から令和2年9月10日 /
- 4. 契約金額及び購入数量
 - ①契約金額 金1,510,300,000円 / (うち消費税額及び地方消費税額137,300,000円) / 消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

②購入数量

品名	数量	単価 (税抜き)
布製マスク		
一内訳一		
6月30日納入予定分		
7月31日納入予定分		
8月30日納入予定分		

5. 契約保証金 免除

発注者(以下「甲」という。)と受注者(以下「乙」という。)は、件名の調達 (以下「業務」という。)に関し別記条項により契約を締結する。 本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 2 年 6 月 22日 .

東京都千代田区霞が関1-2-2 支出負担行為担当官 厚生労働省大臣官房会計課度 原生労働省大臣官房会計課度 施沼 原門上門園園 后居計課長

乙 大阪府大阪市北区中之島3丁目2番4号 中之島フェスティバルタワー・ウエスト 帝人フロンティア株式会社 / 代表取締役社長執行役員 日光 信二



(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(遅滞料)

第3条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞 日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を 遅滞料として徴収するものとする。

(監督)

第4条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査)

- 第5条 乙は各納入日につき納入終了後、甲の指定する検査職員に連絡し、検査を受けなければならない。
- 2 乙は、全ての業務が検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。 (契約金額の支払)
- 第6条 乙は、検査終了後、各納入日の納入実績に基づき支払請求書を作成し、対価の支 払いを甲に請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(危険負担)

第7条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

. (納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

- 第8条 甲は、第5条に規定する納入検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと(以下「契約不適合」という。)を知ったときから1年以内に(数量又は権利の不適合については期間制限無く)その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。
 - (1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと。
 - (2) 直ちに代金の減額を行うこと
- 2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契 約の解除を行うことができる。
- 3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約 不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適 用するものとする。

(紛争等の解決方法)

第9条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、 甲乙協議の上、解決するものとする。

(以下この頁余白)

見 積 書

¥1,510,300,000

消費税及び地方消費税を含む

件	名	数	量	東	価	金 額	備考
左側-マフク/ナイブロ					円	円	
布製マスク/サイズ中 #MSK-001 (中国産)						1,373,000,000	
310				-			
							
***	·	i int					
7	109			-			
	9						
小計	1.00					1,373,000,000	
消費税相当額	(10%)					137,300,000	
	計	i i i				1,510,390,000	

上記の通り見積致します

令和己年月	月ンショ	
住 所	大阪府大	☆4号 中之島フェス ウエスト
氏 名	帝人フロ 代表取	日光 信二
各 40 /4 × 40 V/ 产		•

支出負担行為担当官

厚生労働省大臣官房会計課長殿

振込銀	行名等	銀行	支店
預金 種別		口座	
取引口] 座名	テイジンフロンテイア(カ	
僚 主:	ュード		

納品書

2020 年 6 月 30 日

厚生労働省 様

下記の通り納品申し上げます。

帝人フロンティア株式会

本 社 大阪市中央区南本町1丁目6番7号 〒541-8540 電話ダイヤルイン大阪06(6266) 東京支社 東京都港区東新橋2-14-1 NBF2モデ 〒105-0021 電話ダイヤルイン東京03(6402)7283

東京衣料第4部

品	規格	サイズ	数幅	単位	浀	审	₩	類	響	舭
#MSK-001	布製マスク			枚			¥983,685,850	35,850		
							`.			
×										
		-								
						-	·,			
消費稅等							¥98,368,585	38,585		
습計				女	-		¥1,082,054,435	54,435		

契 約 書

- .1.件 名 布製マスク購入 一式 /
 - 2. 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所 /
 - 3. 履行期限又は契約期間 契約日から令和2年8月10日
 - 4. 契約金額及び納入日
 - ①契約金額 金579, 150, 000円 1
 - (うち消費税額及び地方消費税額52,650,000円) / 消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82 及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

②購入数量

品名	数量	単価 (税抜き)
布製マスク		
一内訳一	i i i i i i i i i i i i i i i i i i i	
6月30日納入予定分		
7月31日納入予定分		

5. 契約保証金 免除

発注者(以下「甲」という。)と受注者(以下「乙」という。)は、件名の調達 (以下「業務」という。)に関し別記条項により契約を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 2年 6月22日 /

乙 東京都港区虎ノ 野村貿易株式会 代表取締役社 (信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(遅滞料)

第3条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞 日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を 遅滞料として徴収するものとする。

(監督)

第4条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査)

- 第5条 乙は各納入日につき納入終了後、甲の指定する検査職員に連絡し、検査を受けな ければならない。
- 2 乙は、全ての業務が検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。 (契約金額の支払)
- 第6条 乙は、検査終了後、各納入日の納入実績に基づき支払請求書を作成し、対価の支 払いを甲に請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(危険負担)

第7条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

- 第8条 甲は、第5条に規定する納入検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと(以下「契約不適合」という。)を知ったときから1年以内に(数量又は権利の不適合については期間制限無く)その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。
 - (1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと。
 - (2) 直ちに代金の減額を行うこと
- 2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契 約の解除を行うことができる。
- 3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約 不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適 用するものとする。

(紛争等の解決方法)

第9条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、 甲乙協議の上、解決するものとする。

(以下この頁余白)

見 積 書

¥579,150,000-

消費税及び地方消費税を含む

件 名	数量	単 価	金 額	備考
布製マスク・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		P	526,500,000	
d		141111111111111111111111111111111111111	1	
			1771	
ý.		F-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1		
		111 1111 1111 1111	11 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 1	
		# H	4114	
		1	7	
70.7			1	
消費税相当額(10%)		71	52,650,000	
合 計			579,150,000	3-11

上記の通り見積致します

住 所

東京都港区虎川

氏 名

野村貿易株式会

支出負担行為担当官 厚生労働省大臣官房会計課長殿

振込銀	銀行名等 銀行			
預金 種別		口座 番号		
取引口	」座名	野村貿易株式会社		
債主=	コード			

土長 藤原英昭

納品書

2020/6/30 納品番号 ページ数 0023252 1/1 納品日付 2020年6月30日

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省

御中

東京本社 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 大阪本社 〒541-8542 大阪市中央区安土町1丁目7番3号 野村貿易株式会社 大阪ユニフォームビジネスグループ

TEL: 06-6268-8220



注文番号	品名 規格	個数 単位	数量 単位	単価 区分	売上金額	摘要
	布製マスク		枚		121,495,140	
					**	300
W-75						
		-				
						aurent de
		7.				
_	-					
	~					
				-3777		
						Transition .
		2.11				
				¥.		
						0- 5310-
					***	N-W-
31 	-					*****

						- ⊈:
渡方法	持ち込み渡し			売上金額	121,495,140	
品先	指定の場所			消費税額	12,149,514	
考	=			合計金額	133,644,654	





契約 書

- 1. 件 名 介護施設等への布製マスクの配布等業務一式
- 2. 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所
- 3. 履行期限又は契約期間 契約日から令和2年10月30日
- 4. 契約単価 別紙のとおりとする。

甲は業務実績に別紙単価(消費税額及び地方消費税額を含む。)を乗 じた金額を甲に請求する。

消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82 及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

5. 契約保証金 免除

発注者(以下「甲」という。)と受注者(以下「乙」という。)は、介護施設等への布製マスクの配布業務一式(以下「業務」という。)に関し別記条項により契約を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和2年 6月 22日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2 支出負担行為担当官 厚生労働省大臣官房会計 鹿沼



工 東京都千代田区大手町二丁目3番1号日本郵便株式会社 郵便・物流営業部長

田中



(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、別添仕様書に基づき業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。 (費用負担)

第3条 本契約書に別に定めるものを除き、乙が本契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

(再委託)

- 第4条 乙は、業務の全部を第三者に委託することはできない。
- 2 乙は、業務の一部を再委託する場合には、所定の様式により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

なお、この場合に乙は、再委託者の行為について全ての責任を負うものとし、乙が本 契約を遵守するために必要な事項について本契約書の規定を準用して再委託者と約定し なければならない。

- 3 乙は、再委託先又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反した ことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導(行政機関から公表されたもの に限る。以下同じ。)を受けた場合において、甲が再委託先の変更を求めたときはこれ に応じなければならない。
- 4 乙は、再委託先を変更する場合は、所定の様式により甲に再委託に係る変更承認申請 書を提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 この契約にいう「第三者」「再委託先」とは、特に定めの無い限り乙と法人格を異に する者をいい、子会社等資本関係のある者であっても「第三者」「再委託先」に該当す るものとする。

(履行体制)

- 第5条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、前条の手続 の際、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行 体制図を所定の様式により甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに前条第4項の手続により甲に 承認を求めなければならない。ただし、次の各号の一に該当するものについては、この 限りでない。
- (1) 受託業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。) の名称のみの変 更
- (2) 事業参加者の住所のみの変更
- (3) 契約金額のみの変更
- 3 前2項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため、乙に対して説明を求めるものとし、乙は速やかにこれに応じなければならない。

(遅滞料)

- 第6条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞 日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を 遅滞料として徴収するものとする。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が遅滞料の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき乙に賠償請求することを妨げるものでない。

(納期の無償延期)

- 第7条 乙は、天災地変その他乙の實に帰し得ない事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、甲に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。
- 2 前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めたときは、前条第1項の規 定にかかわらず、遅滞料を免除する。

(監督)

第8条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査)

- 第9条 乙は各月の業務終了後、甲の指定する検査職員に連絡し、検査を受けなければならない。
- 2 甲の指定する検査職員は、契約履行状況について、連絡を受けた日から10日以内に検 査を行うものとする。
- 3 乙は、検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。
- 4 乙は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく 手直しをし、再検査を受け、これに合格しなければならない。

(契約金額の支払)

- 第10条 乙は、検査終了後、業務実績に基づいた支払請求書を作成し甲に請求するものと する。
- 2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(遅延利息)

第11条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、前条第2項の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額(円未満切捨)を遅延利息として乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第12条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若

しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにそ の旨を書面により甲に届け出なければならない。

(秘密の保持)

- 第13条 乙は、本契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者 に漏らしてはならない。
- 2 乙は、本契約によって知得した内容を保護するために必要な措置を講じなくてはならない。

(個人情報保護)

- 第14条 乙は、個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報をい う。以下同じ。)の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、甲から提供された業務に係る個人情報(以下「提供個人情報」という。)をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。
- 3 乙は、提供個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。
- 4 乙は、業務を完了したときは、甲の指示に従い、速やかに提供個人情報の返却、又は 復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。
- 5 乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡するとともに、その詳細 を書面にして報告しなければならない。
- 6 甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、提供個人情報の管理状況について質問し、 資料の提出を求め、又は甲の指定する職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査を させることができる。この場合、乙は甲に協力しなければならない。

(契約の解除等)

- 第15条 甲は、いつでも自己の都合によって、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 乙が本契約条項に違反したとき、又は完全に契約を履行する見込みがないと認められるときは、甲は何時でも本契約を解除することができる。この場合、違約金として甲は、契約金額の100分の10に相当する金額を乙に納付させるものとする。
- 3 乙が前項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該 期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算 した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 4 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、

甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

(危険負担)

第16条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の實に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(損害賠償)

- 第17条 乙は、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、他に定める場合を除き、甲が実際に被った損害に限り、その損害を賠償するものとする。
- 2 乙は、本契約の履行に着手後、第15条第1項の規定による契約解除により損害が生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第18条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部 を解除することができる。
 - (1)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法 (明治40年法律第45号) 第96条の6 若しくは同法第198条 又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき (乙 の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)。
- (3) 乙が競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚 偽があったことが判明したとき。なお、甲が契約に際し当該書類を求めていない場合 は除く。
- (4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、 送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。
- (5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項 の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなけ ればならない。

3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実(再委託先に係るものを含む。)を知った場合 には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

- 第19条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当することとなったときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があったときは変更後の額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の 2 (同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。) の規定による 排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法 第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命 令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
 - (5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。
 - 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
 - 3 乙が第1項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当 該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計 算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
 - 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、 甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

(属性要件に基づく契約解除)

- 第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何ら催告を要せず、本 契約を解除することができる。
 - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を 加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するな

ど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

- (4)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなど しているとき。
- (5)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

- 第21条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為があったと認められるときは、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

- 第22条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたって も該当しないことを確約しなければならない。
- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等 (下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)及び再受託者(再 委託以降の全ての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関 して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約 する。

(下請負契約等に関する契約解除)

- 第23条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由なく前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第24条 第20条、第21条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において甲は、これにより乙に生じた損害について何ら賠償することを要せず、乙は、甲に生じた損害を賠償しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第25条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとと

もに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約不適合責任)

- 第26条 甲は、第9条に規定する検査に合格し履行完了した業務について、当該業務が契約の内容に適合してないこと(以下「契約不適合」という。)を知った時から1年以内にその旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。
 - (1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと。
 - (2) 直ちに代金の減額を行うこと。
- 2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契 約の解除を行うことができる。
- 3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約 不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適 用するものとする。

(紛争等の解決方法)

第27条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、 甲乙協議の上、解決するものとする。

(以下この頁余白)

(別紙) 単価表

1. ロジスティクス作業単価表(税込)

円/個※配送する荷物1箱当たり

(荷受け、配達先ラベル印字・貼付、梱包、資材費、宛先データクリーニング、システム費、一時保管費等)

2. ゆうパック単価表(税込)

地帯	60 ¹ /7.	80917	100917	1209/7	1409/7	160917	単位:F 1709亿
県内	690	910	1,160	1,410	1,660	1,890	2,22
第1	750	980	1,210	1,470	1,710	1,940	2,29
第2	850	1,080	1,320	1,570	1,830	2,040	2,41
第3	980	1,190	1,440	1,680	1,940	2,150	2,52
第4	1,180	1,410	1,640	1,900	2,140	2,370	2,73
第5	1,310	1,530	1,770	2,020	2,270	2,490	2,86
第6	1,420	1,630	1,880	2,120	2,380	2,600	2,98
第7	910	1,170	1,450	1,710	1,990	2,200	2,58
第8	1,110	1,390	1,650	1,930	2,190	2,420	2,79
第9	1,230	1,510	1,780	2,050	2,320	2,540	2,94
第10	1,350	1,610	1,890	2,150	2,430	2,650	3,04
第11	1,430	1,640	1,890	2,150	2,430	2,650	3,04

地帯	6094X*	80947	100942	4204/22			単位: F
				120977	140517	1609773°	1705/Z*
県内	810	1,030	1,280	1,530	1,780	2,010	2,34
-第1	. 870	1,100	1,330	1,590	1,830	2,060	2,41
第2	970	1,200	1,440	1,690	1,950	2,160	2,53
第3	1,100	1,310	1,560	1,800	2,060	2,270	2,64
第4	1,300	1,530	1;760	2,020	2,260	2,490	2,85
第5	1,430	1,650	1,890	2,140	2,390	2,610	2,98
第6.	1,540	1,750	2,000	2,240	2,500	2,720	3,10
第7	1,030	1,290	1,570	1,830	2,110	2,320	2,70
第8	1,230	1;510	1,770	2,050	2,310	2,540	2,91
第9	1,350	1,630	1,900	2,170	2,440	2,660	3,06
第10	1,470	1,730	2,010	2,270	2,550	2,770	3,16
第11	1,550	1,760	2,010	2,270	2,550	2,770	3,16

	方 祖	東北	副東	佐越	北陸	第	近景	中国	· [2]	九州	沖網
北海道		3	4	4	5	5	8	6	6		11
東北	3	11	1	1	2	2	3	4	4	6	11
開東	4	1	1	1	1	1	2	3	3	4	9
個越 .	4	1	1	1	1	1	2	3	3	4	10
北陸	5_	2	1	1	1	1	-	2	2	3	10
東海	5	2	1	1	1	1		2	2	3	9
近畿	-6	3	Z	2	1	-	-		1,	2	9
中国	6	4	3.	3	2	2	1	- ; -		1	_
四国	8	4	3	3	2	2		 :	+	2	-
九州	-6	8	4	4	3	. 3	2		. 2		9
沖縄	11	11	9	10	10	9	9	8	9	7	7

介護施設等への布製マスクの配布等業務仕様書

1 概要

新型コロナウィルス感染症対策の一環として、介護施設等の職員及び利用者並びに妊婦に対し、繰り返し使用可能な布マスクの政府による配布を実施。

布マスクの調達については、別途国と契約する納入業者(以下「マスク納入業者」という。)が行い、 各施設等への配送を日本郵便株式会社(以下「JP」という。)に委託するもの。

2 履行期限

令和2年10月30日

3 委託要件

(1) 委託内容

ア 介護施設等向け配布

のマスクについて、以下の指定に応じて梱包し、宛先ラベルを貼付の上、別途指示する介護施設等に指定する枚数のマスクを配送する。上記のマスクを配送する 回数は別途指示する。

イ 妊婦向け配布

のマスクについて、以下の指定に応じて梱包し、宛先ラベルを貼付の上、別途指示する自治体に指定する枚数のマスクを配送する。上記のマスクを配送する回数は、別途指示する。

ウ 返送処理(介護施設等向け、妊婦向け共通) 各施設や自治体等から不良品等の理由により返送依頼があった際には、着払ゆうパックにより 指定する場所に配送を行う。

(2) ロジ作業(介護施設等向け、妊婦向け共通)

ア 荷物の引渡し

マスク納入業者から検品を委託する企業(以下「検品企業」という。)を経て、J P が指定した J P ロジスティクスセンターに持ち込むこととし、納入の日時については検品企業と調整の上決定すること。

- イ 梱包、宛先ラベル作成等作業
- (ア) 別途指示するリストを基に、宛先ラベル及び JP システム運携データを作成
- (イ) 上記リストに記載された、宛先事業所別の必要枚数に応じた枚数となるように袋に封入されたマスクを組み合わせて、マスク使用方法について記載した紙片と一緒に段ボール箱又は封筒に梱包し、宛先ラベルを貼付。

また、段ボール又は封筒に入れるマスク使用方法について記載した紙片については、上記リストに記載の枚数を納入すること。

- (ウ) パレット単位で方面別区分を行い、JPの配送拠点に搬送する。
- ウ データ集計

荷物の在庫管理から配送状況について、日時で管理を行い、厚生労働省に報告する。

(3) 荷物の配送

配送拠点に搬送された荷物について、確定データ運用にて引受けし、ラベルに記載された宛先に ゆうパックにて配送する。

4 余剰や返還されたマスクについて

ロジ作業での余剰マスク及び配送不能により返還等されたマスクについては、厚生労働省又は厚生 労働省の指示する自治体等に送付する。

5 事故発生時

配送中の荷物について、紛失、損傷、著しい運送の遅延又はその他の運送業務に関して事故があったときは、直ちにその旨を厚生労働省に連絡し、必要な指示を受け、処置すること。

6 厚生労働省への提出物 (請求書及び配達実績表)

請求書及び配達実績表は、正確に数量及び金額を突合したものを作成し、速やかに提出すること。

7 委託内容の変更

契約書で定める甲又は乙が配布月数、履行期間等の委託内容の変更を行う必要があると判断した場合は、甲乙協議の上、内容を変更することができる。この場合、配布月数、履行期間等の委託内容について、甲乙協議の上、変更契約を締結するものとする。

8 特記事項

本業務の実施に当たっては、新型コロナウイルス対策本部マスク等物資対策班担当者と十分な協議に基づいて行うこと。

今後、本事業について大幅な事業の見直しを行う際は、本契約書及び本仕様書の変更について 甲・乙間で別途協議する。

9 照会先

当該業務に関して、不明な点が生じた場合には、下記まで照会すること。 厚生労働省医政局経済課

新型コロナウイルス対策本部マスク等物資対策班

電話:03-5253-1111 (内線8372)

(参考)

介護施設等に対する布製マスク配布箇所及び数量(1か月分)

	一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、		
		事業所数	必要数
高齢者施設等	施設·居住系、訪問系	307,000 箇所	1,300万枚
	及び通所系・その他		۵,000 کی ا
障害者施設等	施設·居住系、訪問系	127,000 箇所	400 万枚
	及び通所系・その他	, , , , ,	700 7J4X
保育所·放課後児童	①保育所等及び家庭	41,030 箇所	100万枚
クラブ等	的保育事業所等	,,,,,,,	100 73/12
	②放課後児童クラブ	26,000 箇所	25 万枚
	③児童養護施設等	1,600 箇所	5万枚
幼稚園	幼稚園	10,000 箇所	15 万枚
認定ことも園	認定こども関	5,500 箇所	15万枚
各種学校	幼稚部	100 箇所	
保護施設等	①施設·居住系	1,000 箇所	5千枚
_	②通所系・その他	NA-2-3	10 万枚
合計	5.2.7.7. 2016	800 箇所	10 万枚
ツ頭木中の野 ラートゥ		約 520,000 箇所	約 1,880 万枚

※調査中の数量であり、変動があり得る。

を見込んでいる。

妊婦向け布製マスク配布箇所及び数量 (1か月分)

(2/0/1/3)		
A7 107-1-1	市町村数	必要数
各市町村	約 1,700 箇所	枚



見 積 書

¥2,380,651,082

消費税及び地方消費税を含む

件 名	数	最	東	価	金 額	備考
		個		P	P	
介護施設等への布マスクの配布業務一式 【ロジスティクス作業費】					753,139,416	
介護施設等への布マスクの配布業務一式 【配送費】					1,627,511,666	
※ 詳細は別紙見積内訳告参照 注 単価については別紙単価表参照 ゆうパックについて平均単価として記載						2.60
AND TOWNS THE PROPERTY OF THE						
					2,380,651,082	

上記の通り見積致します

令和 2年 6月 22日

住 所

東京都千代田区大手町二丁目3番1号

氏 名

日本郵便株式会社 郵便·物流営業部 田中 ·

支出負担行為担当官 厚生労働省大臣官房会計課長殿

振込銀	行名等			銀 行	支店
預金 種別	普通・	当座	口座 番号		
取引口	座名				
债 主:	コ ー ド			=	

(別紙) 単価表

1. ロジスティクス作業単価表(税込)

円/個※配送する荷物1箱当たり

(荷受け、配達先ラベル印字・貼付、梱包、資材費、宛先データクリーニング、システム費、一時保管費等)

2. ゆうパック単価表(税込)

地帯	引適用運賃] 60%(2"	8091X*	100917	1209(2*	140917	160912	170542
県内	690	910	1,160	1,410	1,660	1,890	2,22
第1	750	980	1,210	1,470	1,710	1,940	2,29
第2	850	1,080	1,320	1,570	1,830	2,040	2,43
第3	980	1,190	1,440	1,680	1,940	2,150	2,5
第4	1,180	1,410	1,640	1,900	2,140	2,370	2,7
第5	1,310	1,530	1,770	2,020	2,270	2,490	2,8
第6	1,420	1,630	1,880	· 2,120	2,380	2,600	2,9
第7	910	1,170	1,450	. 1,710	1,990	2,200	. 2,5
第8	1,110	1,390	1,650	1,930	2,190	2,420	2,7
第9.	1,230	1,510	1,780	2,050	2,320	2,540	2,9
第10	1,350	1,610	1,890	2,150	2,430	2,650	3,0
第11	1,430	1.640	1,890	2.150	2,430	2,650	3,0

地帯	605474	809173"	100942	120547	140547	1609 <i>(</i> X*	1705/J.
県内	810	1,030	1,280	1,530	1,780	2,010	2,34
第1	870	1,100	1,330	1,590	1,830	2,060	2,41
第2	970	1,200	1,440	1,690	1,950	2,160	2,53
第3	1,100	1,310	1,560	1,800	· 2,060	2,270	2,64
第4	1,300	1,530	1,760	2,020	2,260	2,490	2,85
第5	1,430	1,650	1,890	2,140	2,390	2,610	2,98
第6	1,540	1,750	2,000	2,240	2,500	2,720	3,10
第7	1,030	1,290	1,570	1,830	2,110	2,320	2,70
第8	1,230	1,510	1,770	2,050	2,310	2,540	. 2,91
第9	1,350	1,630	1,900	2,170	2,440	2,660	3,08
第10	1,470	1,730	2,010	2,270	2,550	2,770	3,10
第11	1,550	1,760	2,010	2,270	2,550	2,770	3,10

1	# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	東北	頭	丝	北路	京海	近畿	中国		九州	井 ·舞
北海道	-	3	•4	4	5	5	6	- 8		1	11
東北	3	1 _	1	1	2	2	3	4	4	6	11
MX	4	1.	1	1	1	1	2	3	3	4	9
旗柱	4	1	1	1	1	1	2	3	3	4	10
北陸	5	2	1	1	1	1	1	2	2	3	10
東海	5	2:	-	1	1	1	1	2	2	3	
近豐	6	3 _	2	2	1	1	1	1	1	2	9
中国	6	4	3	3	2	2	1_1_	1	1	1	8
四国	e	4	3	3	2	2	1	1	1	. 2	9
九州	0	8	- 4	4	3	3	2	1	ž	1	7
沖縄	11	11	9	10	10	9	9	8	•	. 7	-





支出負担行為担当官厚生労働省大臣官房会計課長 鹿沼 均(以下「甲」という。)と日本郵便株式会社 郵便・物流営業部長 田中 豊(以下「乙」という。)との間に令和2年3月17日付けで締結した「介護施設等への布マスクの配布業務一式」(以下「原契約」という。)に関する契約について次のとおり改める。

1 原契約書「4.契約金額」中「金693,373,482円(うち消費税額及び地方 消費税額18,227,733円)」を「金622,302,786円(うち消費税額 及び地方消費税額17,206,288円)」に改める。

この変更契約の締結を証するため、本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和2年6月30日

- 甲 東京都千代田区霞が関 1 2 2 支出負担行為担当官 厚生労働省大臣官房会計課長 鹿沼 均
- 乙 東京都千代田区大手町二丁目3番1号 日本郵便株式会社 郵便·物流営業部長

田中



見 積 書

¥622,302,786,~

消費税及び地方消費税を含む

件 名	数量	単 価	金 額	備考
	個	P	P	
介護施設等への布マスクの配布業務一式	1	622,302,786	622,302,786	
※ 内訳は別紙のとおり				,
		d d		
		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	,	
		æ	8	
			1	
	. #	***************************************		
		1		
合 計	1		622,302,786	

上記の通り見積致します

令和 2年 6月 30日 /

住 所 東京都千代田区大手町2丁目3番1号/

氏 名

日本郵便株式会社 郵便·物流営業部

支出負担行為担当官 厚生労働省大臣官房会計課長殿

振込銀	行名等		支店		
預金 種別	普通・	当座	口座番号		
取引口	座名				
僨 主:	コード				

「介護施設等への布マスクの配布業務一式」に関する見積内訳

備考	S			5.C				· —•			E	5センター								10 <u>0</u> +			
		突鏡		各センターあて	10 A	١						ιΩ	8				172,062,878	17,206,288	189,269,166	433,033,620	-2000		622,302,786
合計(円)															((5 3		1
金額(円)	Θ					8				⊚		@	9		@(U+G+G+@)	@	(Q+Q)(Q	0	(@+@)@	(F)			⊕+@
数量															(D)(Q)								
単価(円)																	90	10%					
小項目	南 政	ゆうパックラベル印中、路付	ゆうパック梱包	運送便	返品受	段ボール	型節	プリンタ購入	說明書	データクリーニング	システム構築(環境設定・データ移行)		コールセンター(研修、管理運用)	回線敷設・使用料	14小		사라		40	発送分	返送分(着払) ※銀座局	返送分(着払・検品) ※川口局	総合計
中項目	作業等					資材				ナータ		施設使用料	コールセンター	0.000		管理費		消費税		ゆうパック			
大項目	ロジスティクス作業																ı			配送費<税込〉			

配布対象となる施設・サービス等の種類

高齢者施設・事業所等(注1)、障害福祉サービス等施設・事業所(注2)、保育所等、放課後児童クラブ、児童養護施設等(注3)、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、各種学校幼稚部(各種学校のうち幼稚園段階に相当する課程部分)、保護施設等(注4)

- (注1) 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護(健康保険法指定事業所を含む)、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防力規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防力表機能型居宅介護、介護予防力で表別に対していて、介護予防力でス、介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)
 - (※) 在宅サービス利用者分の配布方法等、各サービス類型ごとの配布方法について は、介護施設等に布製マスクを配布する際に同封する説明文にお示しいたします。
- (注2) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立生活援助、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援、相談支援、障害児相談支援を提供する施設・事業所
- (注3) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、児童相談所一時保護所、婦人相談所一時保護所、婦人保護施設、子どもの生活・学習支援事業の事業所
- (注4) 救護施設、更生施設、宿所提供施設、授産施設(社会事業授産施設を含む)、無料低額宿泊所、生活困窮者・ホームレス自立支援センター、生活困窮者 一時宿泊施設、生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業の事業所